### 〇総務省令第十三号

律 寸 昭 体 公 平 和  $\mathcal{O}$ 職 成 議 選 + -+ 会 举  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$  $\mathcal{O}$ 法 年 年 議 施 法 法 員 行 律 律 及 令 第 第  $\mathcal{U}$ 長 百 百 昭  $\equiv$ 匹  $\mathcal{O}$ 和 + + 選 二 十 六 七 挙 号) 号) に 五. 係 年 を 第 る 政 実 電 令 + 施 磁 第 す 的 <del>---</del> 八 条 る 記 + た  $\mathcal{O}$ 録 九 め 規 式 号) 投 定 公 に 票 第二 職 機 基 づ を 選 + 挙 き、 用 六 法 1 条 7 施 並 及 行 行 V び に う 規 第 則 最 投 百 等 高 票 几 裁 方  $\mathcal{O}$ + 法 判 五. 等 部 所 条 を 裁  $\mathcal{O}$ 並 改 判 特 び 正 例 官 に す 玉 12 関 地 る 民 省 審 す 方 令 公 查 る を 法 法 共

令和元年五月三十一日

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

定

80

る

総務大臣 石田 真敏

公 職 選 挙 法 施 行 規 則 等  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 省 令

公職選挙法施行規則の一部改正

第 条 公 職 選 举 法 施 行 規 則 昭 和 + 五. 年 総 理 府 令 第 十三 号)  $\mathcal{O}$ <del>\_\_</del> 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 下 線 を 含 む 以 下 同 ľ を 付 又 は 破 線 で 囲  $\lambda$ 

だ 部 分 をこ れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 12 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 傍 線 を 付 L 又 は 破 線 で 井 W だ 部 分  $\mathcal{O}$ ょ j に 改

める。

第十五条の二 令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指|第十五条の二 令第二十六条の五第一項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指 を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない。 した法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票 定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区等に属する選挙人が (指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い) 改 正 後 直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければならない (指定投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い 改 正 前

 $\frac{4}{5}$ 投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区 ることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合におい 区の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。 又は当該指定投票区に係る指定関係投票区等の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票 ては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該 前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によつて選挙の期日が定められてい

(指定関係投票区等について繰延投票が行われた場合の取扱い)

第十五条の三 令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指|第十五条の三 令第二十六条の五第二項に規定する場合において、令第六十条の規定によつて指 ばならない。 定投票区の投票管理者は、当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなけれ 指定関係投票区等に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指 定投票区の投票管理者に送致された法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた

 $\frac{2}{3}$ 

(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出

第十七条の四 届出前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写 第 この項において同じ。)、第百十条の二第一項(令第百十条の三及び第百二十五条の三におい 百九条の四第一項、第百九条の七第一項(令第百九条の八において準用する場合を含む。以下 を受けようとする候補者届出政党若しくは同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第 百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第百五十条第二項の規定の適用 十条の四第一項又は第百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない しを添えて、令第百九条の四第一項、 て準用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。)若しくは第百十条の四 一項又は第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の 法第百四十一条第七項、 第百九条の七第一項、第百十条の二第一項若しくは第百 第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項若しくは第|第十七条の四

 $\overline{2}$ 

[2 同上]

定投票区の投票管理者に送致された当該指定投票区に係る指定関係投票区に属する選挙人がし た法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定投票区の投票管理者は、当該投票を

3

の投票管理者に当該指定する投票区の投票所が閉じる時刻までに送致しなければならない。 又は当該指定投票区に係る指定関係投票区の中から市町村の選挙管理委員会が指定する投票区 投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票を、当該投票区に係る指定投票区 ては、市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定により送致を受けた投票のうち当該 ることその他の事由により同項の送致をすることができないと認める投票区がある場合におい 前項の送致をすべき投票区について法第五十六条の規定によつて選挙の期日が定められてい

4 5 同上

(指定関係投票区について繰延投票が行われた場合の取扱い

定投票区の投票管理者に送致された法第五十七条第一項の規定により投票の期日が定められた 投票区の投票管理者は、 指定関係投票区に属する選挙人がした法第四十九条の規定による投票があるときは、当該指定 当該投票を直ちに市町村の選挙管理委員会の委員長に送致しなければ

ならない。

 $\frac{2}{3}$ 同上

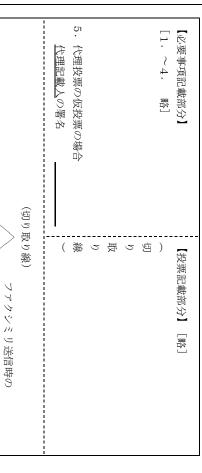
(選挙運動用自動車の使用等の契約締結の届出)

添えて、令第百九条の四第一項、第百九条の七第一項、 前に当該契約を締結した場合には、立候補の届出後直ちに)、当該契約に関する書面の写しを 項又は第百十一条の五第一項に規定する有償契約を締結した場合には、直ちに(立候補の届出 用する場合を含む。以下この項及び第十七条の六において同じ。)若しくは第百十条の四第一 項において同じ。)、第百十条の二第一項(令第百十条の三及び第百二十五条の三において準 条の四第一項、 を受けようとする候補者届出政党又は同条第一項第二号イ若しくはロに掲げる者は、令第百九 百六十四条の二第六項の規定の適用を受けようとする者又は法第百五十条第二項の規定の適用 の四第一項又は第百十一条の五第一項の規定による届出をしなければならない。 法第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項若しくは第 第百九条の七第一項(令第百九条の八において準用する場合を含む。以下この 第百十条の二第一項若しくは第百十条

別記

(第十条の七関係)(第十条の七関係)(第十三号様式の九(指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式)

そ の 一



【注意事項記載欄】

表裏に注意してください。

※送信する際には、用紙の向き及び

用紙の向き

[1・2 器]

ယ

出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令<u>第 59 条の6第8項</u>の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。 その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

士

別記

(第十条の七関係) (第十三号様式の九 (指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙の様式)

その一

(切り]	代理投票の署名	5. 代理投票の仮投票の場合					[1.~4. 同左]	【必要事項記載部分】
(切り取り線) ファクシミリ送信時の 用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。	(	藥	3	取	5	ჟ	)	【投票記載部分】[同左]

[1・2 同左]

出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令<u>第59の6第8項</u>の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。 その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。 なお、 光誌が見ぶら継続号したさは全には、 ①歯には「白縄隊号」、 毎期年にもこ

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

(切り取り線)

ファクシミリ送信時の

用紙の向き ※送信する際には、用紙の向き及び 表裏に注意してください。

### 【注意事項記載欄】

出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令<u>第 59 条の6第8項</u>の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4 欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。 その後は、上記 1(2)③及び 2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

#

その二

(銀の母の母)	5. 代選券画の伝券画の基合			[1.~4. 同左]	【必要事項記載部分】
り線) ファクシミリ送信時の 用紙の向き			如	)	【投票記載部分】 [同左]

【注意事項記載欄】

表裏に注意してください。

※送信する際には、用紙の向き及び

[1・2 同左]

3 出航後に船員が2人以下となった場合の手続

船長は、船員から令<u>第59の6第8項</u>の請求を受けた場合において、船員の数が2人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄には当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付してください。

交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。その後は、上記 1(2)③及び 2(2)①と同様に送信等を行ってください。

なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。

(区) (町) (村) 選挙管理委員会 印

. U 【必要事項記載部分】 代理投票の仮投票の場合 代理記載人の署名 取り線 で 空 つ ( 【投票記載部分】 园园

(切り取り線: ファクシミリ送信時の

表裏に注意してください。 ※送信する際には、用紙の向き及び 用紙の向き

【注意事項記載欄】

出航後に船員が2人以下となった場合の手続

ω

には当該船員が第 49 条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付 人以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄 してください。 船長は、船員から令第 59 条の6第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2

その後は、上記1(2)③及び2(2)①と同様に送信等を行ってください。 交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。

場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。 なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、実習生である

 $\widehat{\boxtimes}$ **E** (村) 選挙管理委員会 프

#

[備考 略

員の不在者投票における確認書の様式) (第十条の七関係)

[様式 略]

[備考 略

その三

(切り取り練)	代理投票の署名	5. 代理投票の仮投票の場合					[1.~4. 同左]	【必要事項記載部分】
	(	築	D	取	9	切	)	【投票記載部分】 [同左]

【注意事項記載欄】

表裏に注意してください。

※送信する際には、用紙の向き及び

用紙の向き

ファクシミリ送信時の

 $[1 \cdot 2$ 同左]

出航後に船員が2人以下となった場合の手続

は当該船員が第49条第8項に該当する選挙人である旨を記載した上で、船員に交付し 以下に減り、立会人の氏名が記載できない場合には、2欄に必要事項を記載し、3欄に てください。 船長は、船員から令第 59 の6 第8項の請求を受けた場合において、船員の数が2人

その後は、上記 1(2)③及び 2(2)①と同様に送信等を行ってください。 交付を受けた船員は、4欄にもれなく記載をした後、投票の記載を行ってください。

場合には「実習生」と記載し、5欄には何も記載しないでください。 なお、当該船員が自衛隊員である場合には、④欄には「自衛隊員」と、 実習生である

 $\widehat{\boxtimes}$ **E** (村) 選挙管理委員会 田

備考 同上

第十三号様式の九の二(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船|第十三号様式の九の二(不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができない船 員の不在者投票における確認書の様式) (十条の七関係)

様式 同上

備考 同上

は、	編 ル1 2 2 水 地域 発 がは、 本 がで がで 大 がで 大 で で で で で で で で で で で で で	何年何月何日我々は、この	8 投票所	<ul><li>(2)</li><li>(成)</li></ul>	(3) 技まで扱	(5) (4	<b>4</b>	(3)	②乗に考	(1) 数	7	成 素 を を を を を が を が の を が の が の が の が の の が の の が の が の が の が の が の が の が の が の が の が の の の の の の の の の の の の の	5 投票(2)	4 投票 市区 (1) 理教 や番	3 始 週	1 投票 2 投票	その一 宮 年 向 月
でいた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	大は、大東別に 東京 大東 大寺 大寺 大寺 大寺 大学	回日調製 この投票線の記載が真正 との投票線の記載が現ませた。 というでは、おきまた。 というでは、おきまた。	投票所事務従事者	投票拒否の決定を した者	原所閉鎖の時刻 かに投原管理者 受けた公職選準 第49 条の投原	無	に投票した有 点字により投票を した者	在者投票の用紙 び封筒を返還し	定書又は判決書より投票をした	X	の米児	、女米県父の観測権を開送を開送を開送を開送を開送を開送を開送を担める。	票管理者の選任 た者 所 開 閉 時 刻	京立 会 人 区町村の運挙管 委員会の選任し 者	海 温 米	所開設場所 所の変更	百二二二日
、 京の東京 大学	317る技煕線の様式 で関係技煕区等であ でなった場合には、 繋では、選挙人を編 共正させまとの	展管理者  職 にであること 大会立真 大会大真立会人	淡数 何人	注第50条の投票の 法第48条の代理が	投票総数 不受理の決定を受 代理投票の拒否の	選 (氏 代理投票者業		(氏名)	(氏名)	新 (氏名)	(年) (任) (任) (代)	党派 氏名	午前何時開始 午	第 民	Ж	作市(区)役所( 年 月 日	
の かられている から からか らっちょう から から から かい	かめる。 のあるでは、 のからのでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	が を確認して、署名する 氏 名 氏 名	Z 122	連合 票の拒否	票「 けた者 決定を受けた者	2000					選挙当日有權者		(参会時刻) (参会時刻) 後何時閉鎖	多選任年月日	名 選任年月日	(河町木役場) (何の日 場	何邏举投票所投票歸
東京地域であった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。 東京地域でなった。	被法値介無里線15% 区」に続うた智典学のおの様のあの様の様の様の様のおのおうただされ	5.	市区町下海洋管理市区町下の観測	人の氏名	マラス語では、 不受理とは 理又は拒否のみ (氏名)		t t			(再交付の事由)	极脚			立 会 聘 間午前何時~午後何時	職務時間 午前何時~午後何時	場所) 所 事	投票録
本権の成立を発生を行うにいる。 は、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	その 2 第 3 項 の規反 ること は、住所等を記載		理委員会書記	哲のの事曲	から もの 6けた者	一個	Ç.				投票所でおけ 不 る投票者 仮投票 総数 による 総 投票者 総			参会時刻	参会時刻	<b>#</b>	
・ 国本語 中年後日 では、 東田政東を行うだめの)の議事が展出するのあり、理事を指定することとなってはまたのもの ・ 教育を行うする状態を与れる状態を対象を対象を対象を対象を対象として、	Eにより市町村の鎖 して確認することが			世仮投源の		庚					不 在 者 投 不受理の決 総数 定を受けた 者の数			蜂 職 の 辱 刻 及 午前 (後) 何時何分 事由何々	職務を代理等した者職務代理(管掌)者 中前何時~何時	告示年	
2002年期 温泉 (東海県の302年) (東海県の302年) (東海県の302年) (東京市では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京	業をは、		当 本 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	有無	343	图 (各)	>				票 担否の 定を受け た者の数			び理由	者の氏名等 者 氏 名 事由何々	Я	可 数 順 区

## 第二十四号様式(投票録の様式)(第十四条関係)

6 5 6 7 8 6 3 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1 2 8 4 mm 1 4 mm 1 1 2 mm 1 4 mm 1 1 2 mm 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	何年何! 我々は、	7	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	6	5	4	(2)	E 3	1000	- 5
が、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、ど、は、一般に、どうない。 は、	の様式は、投票所には に投票区若しくは指に が指定する投票区とは 2が指定する投票区とは 2季人の氏名のみの記録 にすること。	1月何日調製 投票管理る に、この投票線の記載が真正である 投票な会人 投票な会人 投票な会人	投票所事務定事者	投票拒否の決定を した者	投票所閉鎖の時刻 までに投票管理者 の受けた公職選挙 法第49条の投票	六 編 数 順	点字により投票を した者	不在者投票の月紙 及び封筒を返還し て投票した者	決定書又は判決書 により投票をした 者	投票用紙再交付者	茨 服 の 栄 党	投票箱、投票録及び 選挙人名簿を開票管 理者に送致すべき投 票立会人	投票所開閉時刻	投票管理者の選任 した者	投票 立会 人 市区町村の選挙管 理委員会の選任し た者	所の変	投票所開散場所
※数と不在密校期過	8ける技県緑の様式で 2関係技票区である様 いった場合には、その までは、選挙人を確認 までは、選挙人を確認	投票管理者 (職) 減重であることを確認 投票立会人 投票立会人	総数 何人	法第50条の投票の 法第48条の代理投票	投票総数 不受理の決定を受け 代理投票の拒否の決	選 革 (氏 代理投票者数		(氏名)	(氏名)	(氏名)	人名簿登録者	党 派 氐	午前何時開始		京宗	Щ	何市(区)役所(布
り参奏の学を「没導行」というとなった単位を行うというというというとないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	%める。 給又は公職選挙法別 )音を「何投票区」( )することが困難であ た者のうち選挙の期	照 既して、署名する。 氏 名 ろ ろ	万 2 2 水斗斗	華 華	票 内 不受理 を受けた者 (氏 否の決定を受けた者 (氏	名) (				Ē	選挙当日有権者 投	各	午後何時閉鎖		名選任年月日	貓	(何町村役場) (何
海」 横に記典する。 (こおいて強任の際によってと、 とうるの。 とうるの。 (これのでは、なり、 (では、この原)では、 (では、この原)では、 (では、この原)では、 (では、この原)では、 (では、この原)では、 (では、この原)では、 (では、こと、)	紀 規則第 15 条の1 2巻1 人		区町村選挙管理委 区町村の職員 の他の者	9	不受理と決定したもの 不受理と決定したもの 取は拒否の決定を受けた る)	(天) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本				交付の事由	भ		П	***	立 会 時 閏年前何時~午後何時	所事	<u>ラ</u>
こと。 立ち会うこととされ る。 春な引へこと。ただ に次極顕拳抗衛行規 が、 の の の の の の の の の の の の の	2第3項の規定によ と。 住所等を記載して 権を有しなくなつた		員会書記	否の事由	でもの でもの 受けた者	名) 版					投票所におけ 不 る技順者 名技順者 による 総数 による 総数 投票者			会時刻	参会時刻	<b>III</b>	
あること。 おろこと。 おろこと。  技術所における技術学の総数と不在者技術者の総数の針を「投解者」機に関係すること。  技術所における技術学の総数と不在者技術者の総数の針を「投解者の総立な会うこととされた時間又は投票立会人  「技術研究」と描述され、「実施などのなり、  「対策のない。	定により市町村の選挙管理奏 載して確認することができる なつたものも含まれるもので		直 (本) (本) (本)	仮投票の有無		者 名) 人	¥				在 者 投 票 者不受理の決 拒否の決 后を受けた 后を受けた 后を受け 汽者の数				辞職の時刻及び理由 年前(後)何時何分 事由何々	告示年月日	回 英縣区

491 有年何月何日 數 行 co (5) (3) (2) (2) E 6 対 姑 共通投票所の変更 共通投票所開設場所 共通投票所事務従事者 名簿を開票管理者に送致す 投票箱、投票録及び選挙人 共通投票所開閉時刻 べき投票立会人 7 不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者 投票管理者の選任した者 投票拒否の決定をした者 点字により投票をした者 決定書又は判決書により 投票用紙再交付者 市区町村の選挙管理委員 会の選任した者 胍 綳 温 Э mi 淋 苯 浀 Ë, 測 法第50条の投票の拒否 法第48条の代理投票の拒 挑数 党派 (氏名) 代理投票者数 (氏名) 田名 男女筆 间人 玩名 何選举共通投票所投票錄 選任年月 3 午前何時~ 午後何時 選挙人の氏名 拒否の事由 職務時間 午前何時~ 立会時間 午後何時 市区町村選挙管理委員会書記 市区町村の職員 その他の者 再交付の事由 参会時刻 参会時刻 辞職の時刻及び理由 職務を代理等した者の氏名等 仮投票による投票者 職務代理(管準)者 氏 名 午前(後)何時何分 事由何々 午前何時~何時 事由何々 仮投票の有無 何何何人人人人

その二

何年何月何日

何選举共通投票所投票婦

6 何年何月何日調製 60 9 (i) 2 2 8 共通投票所事務従事者 対 名簿を開票管理者に送致す 按 票 立 会 人 共通投票所の変更 共通投票所開設場所 投票箱、投票録及び選挙人 共通投票所開閉時刻 べき投票立会人 7 投票拒否の決定をした者 簡を返還して投票した者 決定書又は判決書により 投票用纸再交付者 点字により投票をした者 不在者投票の用紙及び封 投票をした者 投票管理者の選任した者 会の選任した者 市区町村の選挙管理委員 側 温 Э 챙 洋 投票管理者 (職) 77. 測 汽汽 洗数 (氏名) 年 法第48条の代理投票の拒否 法第50条の投票の拒否 (K 为理投票者数 (死名) (氏名) (津) (男) 鸿 æ 午前 何時開始 厌名 派 举 何人 À 選任年月日 名) 细 开 (参 会 (参 会 時 刻) K K 参会時刻) 午後何時閉鎖 叫 立会時間 午前何時~ 選挙人の氏名 R 午後何時 (再交付の事由) # 市区町村の職員 市区町村選挙管理委員会書記 拒否の事由 名) 昕 仮投票による投票者 午前(後) 何時何分 训 辞職の時刻及び理由 Ħ 仮投票の有無 併 ш 事由何々 名) 何何何人

何年何月何日調製 投票管理者 (職) 氏 名 我々は、この投票家の記載が真正であることを確認して、署名する。 投票立会人 氏 名

投票立会人 投票立会人

民民

我々は、この投票線の記載が真正であることを確認して、署名する。

1 この様式は、共通投票所における投票機の様式である。

4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務

代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管章者が職務を行ったときは、「職務を代理等した

3 「戦務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において獨任の懸職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができる

この様式は、共通投票所における投票線の様式である。

8 法第55条ただし書に規定するときにあっては、「6 按票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に法費すべき投票立会人」

欄には、按票箱及び按票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる

7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。

「立会時間」機には、投票立会人を交替することとしている場合において、銀缶の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が、辞職やした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。

者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなった事由を記入すること

6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができる ようにすること。

辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が

4 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。

5 署名をする投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること 

この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 11 に準ずる

7

0 ω 何年何月何日 (3) (2) 6) 5 13 対 荪 期日前投票年月日 何年何月何日 期日前投票所事務從事者 蒋 期目前投票所設置の状況 期日前投票所開閉時刻 期目前投票所を設ける期間 何年何月何日から何年何月何日まで 7 投票管理者の選任した者 期日前投票所開設場所 | 何市(区)役所(何町村役場)(何の場所 投票拒否の決定をした者 投票用紙再交付者 筒を返還して投票した者 不在者投票の用紙及び封 決定書又は判決書により 会の選任した者 市区町村の選挙管理委員 側 濉 Ш Э 哪 Ш 关 ř 測 (氏名) **恋教** 午前何時開始 (氏名) (宋名) (計) (大) 名 選任年月日 何人 何選挙期日前投票所投票簿 午後何時閉鎖 K 職務時間 午前何時~ 午前何時~ 0 会時間 म्र 市区町村の職員 市区町村選挙管理委員会書記 (再交付の事由) 午後何時 午後何時 盐 参会時刻 按 票 ご 否 職務を代理等した者の氏名等 り 世 田 職務代理 (管掌) 者 氏 名 午前(後)河時何分 午前何時~何時 事由何々 R る投票者 仮投票の有無 何何何人人人

何年何月何日調製 5 63 (2) 6 姑

何年何月何日 妻 行 期 日 前 技 票 年 月 日 期日前投票所事務従事者 期日前投票所開閉時刻 期目前投票所設置の状況 期目前投票所を設ける期間 7 期日前投票所開設場所 投票拒否の決定をした者 点字により投票をしたる 筒を返還して投票した者 投票用紙再交付者 投票管理者の選任した者 不在者投票の用紙及び封 投票をした者 決定書又は判決書により 会の選任した者 市区町村の選挙管理委員 測 曲 9 对 关 光 朓 統数 午前 何年何月河日から何年何月何日まで 何市(区)役所(何町村役場)(何の場所) 法第 48 条の代理投票の拒否 法第50条の投票の拒否 (氏名) 七理投票者数 (男) Ŕ 何選举期目前投票所 R 華 何時開始 氏名 回人 26 胍 午後 何時閉鎖 K 午前何時~ 選挙人の氏名 立会等間 63 R 午後何時 (再交付の事由) その他の指 市区町村の職員 市区町村選挙管理委員会書記 塔惠 興 仮投票による投票者 拒否 色 申申の 午前 (後) 何時何分事由何々 些 些 超職の特別 Ħ 仮投票の有無 反び理由 浴 からなって

女宗管理者(縣) 氏 名 我々は、この投票線の記載が真正であるここを確認して、暑名する。 投票立会人 氏 冬

投票立会人

民民

石

何年何月何日調製

ようにすること。

1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。

我々は、この投票級の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票管理者 (職)

投票立会人 投票立会人

果果 B

- 2 選挙人の天名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができる
- 3 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人 が海職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 4 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
  5 署名をする投票立会人は、期日前投票所の開墾時において運任されている投票立会人とする。
- 6 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 11 に準ずる

4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務

に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者

代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が弘大に欠けた場合において職務管事者が職務を行ったときは、「職務を代理等した

6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添けすること。7 署名をする投票管理者及び按原立会人は、期目前投票所の閉鎖等において選任されている投票管理者及び按原立会人とする。

この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。

者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。

「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が

2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができる

この様式は、期日前投票所における投票線の様式である。

第三十一号様式(報告書の様式) 第二十五号様式(不在者投票に関する調書の様式)(第十四条関係) 第三十号様式(会計帳簿の様式)(第二十二条関係) 無光 [様式 略] 無差 ω 2 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 [1 器] [表 略] [表 略] [編兆 略] 若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及 ものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする び看板の類の<u>作成又は政見放送</u>のための録画等に係るものをいう。以下同じ。)を記載する 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ  $[1 \cdot 2$ [1~8 器] 支出簿 [10 器] 何年何月何日調製 <u>、</u>選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の<u>作成又は</u> <u>政見放送のための録画等</u>に係るもの) については、 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成 在 \* 烖 (第二十三条関係) 脈 ۲٦ 墨 4 Ħ N 調書 「備考」欄にその旨を記載するものと Ø 프 何投票区 第三十一号様式(報告書の様式)(第二十三条関係) 第三十号様式 (会計帳簿の様式) (第二十二条関係) 第二十五号様式(不在者投票に関する調書の様式)(第十四条関係) [様式 同上] 何市(区)(町)(村)選挙管理委員会委員長 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ [表 同左] [表 同左] [備掲 同上] 若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札 及び看板の類の作成、政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。)を記載する 9 選挙運動に係る公費負担対象支出(選挙運動用通常薬書、ビラ若しくはポスターの作成 ものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。 支出簿 [1~8 同左] 国上 [1・2 同左] [4~7 同左] [10 同左] 何年何月何日調製 係るもの)については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。 又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成に 在 卅 较 脈 ſγ 墨 <del>ا</del> Ħ Ø 鵬 鱼 鱼 프 何投票区

備考

表中の

の記載は注記である。

最 高 裁 判 所 裁 判 官 玉 民 審 査 法 施 行 規 則 の 一 部 改 正

第二条 最 高 裁 判 所 裁 判 官 玉 民 審 査 法 施 行 規 則 昭 和 二十三年総 理庁令第二十 · 九 号) ∅→ 部 を次 のよ

うに改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 12 ょ ŋ, 改 正 前 欄 12 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 破線 で囲 んだ部分をこ れ に 順 次 対 応する 改 Ē 後欄 に 掲 げ

る規 定  $\mathcal{O}$ 破 線 で 囲  $\lambda$ だ 部 分  $\mathcal{O}$ ように 改 め る。

20	別記(投票録様式)	改正後
19	別記(投票録様式)	改正前

₹の二 何年何月何日 1 この様式は、共通表展所におする技具版の様式である。
2 物金人の気をのみの危険では、特金人を確認することが理解である場合においては、住所事を記載して確認することができるようにすること。
3 職業予囲、通には、実際監禁者が交替することとしている場合において発生の原敬者を行うこととされた単元以は決勝策理者に事故があり、
5 「最終事間」通には、決勝監禁者が交替することとしている場合において開発の原敬者を行うことと、は対策策理者が対けた場合にその起業策理者が実際に職務を行った中国を記載すること。
5 大は投票管理者が交けた場合にその起業策理者が実際に職務を行ったときない。
5 大は投票管理者が支が、地し、に投票管理者が交けた場合において職務では当か職務を行ったときなは投票管理者及び職務では当か場合において職務では当か職務を行ったときないは対策策者を及び職務を行ったの者の共成に事故があり、地し、に対策等者が表現を行ったときない。
5 大は大きながあり、地し、に対策等者が表現を行ったときは、国務を代理等したもの民名も、機能は国際区が会理等をすることとなった事目を記入すること。
6 株式・1 大きないる。 数原指語者(限) 凡 名 我々は、この故原際の記録な真正であることを確認して、発名する。 若典正立会人 凡 名 数原立会人 凡 名 にその原型は他人が発展に対からつき単胞に刺激すること。

・設議報酬者以は投資に会入を交替した場合には、引通さに係る事類を指すすること。

・登場報酬者以は投資に会入と交替した場合には、引通さ減の指数率において開発されている投資階級者が以投資に会入とする。

・ 場名をする投資階級権が以投資に入れ、共通投資ののでは、「6 投資権、投票級及び海洋人会療を開展管理者に投資すべき投資が出来る。

・ のの事業が終める場合に関います。

・ のの事式に掲げる事項の目は、頻度と認める事項の指載については、その一の編书はに対する事項の目と、頻度と提める事項の指載については、その一の編书はに指げる事項の目と、頻度と認める事項の指載については、その一の編书はに指げる事項の目と、頻度と認める事項の指載については、その一の編书はに指げる事項の目と、類原と認める事項の指載については、その一の編书はに指げる事項の目と、 60 (2) 6 9 Œ € (2) Ξ 间年何月何日趨製 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が発職をした場合 共 通 按 票 所 開 閉 時 刻 投票箱,投票每及び獅举人名 豫を開票管理者に送安すべ 衆議院小選挙区選出議員の 選挙における投票立会人で 審査における投票立会人と なつた者 共通投票所事務從事者 娥 辫 共通投票所の変更 7 投票拒否の決定をした者 按票用紙再交付者 投票管理者の選任した者 点字により扱票をした者 不在者投票の用紙及び封筒 を返還して投票した者 決定書又は判決書により投 き投票立会) : 通按票所照货場所 郎 訓問 温 0 u)j 姑 苯 曲 Si 高對 党派 選挙法第 50 条の投票の担否 国民審査法第 26 条の規定によっ でその例によることとされた公職 国民審査法院 26 条の規定によってその例によることとされた公職 (氏金) (氏名) (民名) 選挙法第48条の代理投票の拒否 遊 忠 果路 何人 最高裁判所裁判官国民審查共通投票所投票録 凞 遵任年月日 7 審査人の氏名 拒 否 の 事 市区町村選挙管理委員会書記 市区町村の職員 その池の者 (再交付の事由) 立 会 時 間 仁前何寺~ 午後何時 職 務 時 間 上前何時~ 午後何時 mk 午前(後)何時何分 事由何々 仮投票による投票者 職務代理 (管準) 者 氏 名 午前何時~何時 事由何々 辞職の時刻及び理由 外外

1 日   日   日   日   日   日   日   日   日	2 3 5 5 6 7 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	JN		7 #		(6)		(5)	(4)	(3)	(2)	€		6 炭		CI	4	(2)	E	ω	2	1 #	要自年向
展高数判所数判信国民審査共通投票所投票線  年 月 日 様 所 事 由 告 示 年  整 原 氏 名 海田中月日 立会時間 参会時刻	審査人の氏名のみの配載では 立方にすること。 立会時間」欄には、投票立 が課職をした場合にその投票立 が課職をした場合にその投票立 基名をする投票立会人は、共 基名をする投票立会人は、 基名をする投票立会人は、 基名をする投票立会人は、 基名をする投票立会人は、 表の、 会にだし書い 立会人」、欄には、投票箱及び役 立会人」、欄には、投票箱及び役 この様式に掲げる事項のほか この様式に掲げる事項のほか	の様式は、共通投票所にお	同年何月何日調製 投 教々は、この投票録の記載が真 投 投	共通投票所事務従事者		投票指否の決定をした者		娥	点字により交票をした者	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	決定書又は判決書により 投票をした者	投票用般再交付者		卿の米			共通投票所開閉時刻	投票管理者の選任した者	の選挙における投票立会 人で審査における投票立 会人となった者	投票 立会 人	通投票所の変	共通按票所開設場所	五回
15   国民審差共通投票所投票線   15   田 生 示 年   日月   工 会 時 間 参会時刻   新郷の時式   午前 (後) 何時   年前 (長)   年前 (長) (長)   年前 (長)	、審査人を強恕することが国会人を強認することが国会人が実際にびた会つを制定している。 会人が実際にびた会つを制度している。 会人が実際にびた会の情報によい、で選会した。 に、影響とは、発音と終行 に対していて選合した。 に対していては、「 の場合するときにかっては、「 実際を開業等生者と述える。 実際と開業等生者と述える。 来要と認める事項の記載に	ける技服線の様式である。	贈問しま	何人	国民審査法第26条の規定に つてその例によることとさ、 た公職選挙法第18条の代理 票の拒否	国民審査法第 26 条の規定 よつてその例によることと れた公職選挙法第50条の板 の拒否		ŀ	ቀ	(庆名)	(氏名)	(氏名)	(学)	(男)		源	何時開始			派氏名	А		最高裁判所裁判
世 年 京 年   日 年 京 年   日 年 京 年   日 年 京 年   日 年   日 年   日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	概である場合においては、 を場合において選任の際立 を記載すること。 すること、 で記載すること。 で記述すること。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述する。 で記述述る。 で記述する。 で記述述述する。 で記述述述する。 で記述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述述				まれ 税	活め無	査人の氏を	ā	#			(再交付の事由)			砯	154	何時閉鎖	会会		月日 立 会 時 間 午前何寺~ 午後何時		4 I	判官国民審査共通投票所投資
	住所等を記載して確認することができる ち会うこととされた時間又は投票立会人 する。 終人を簿を開票管理者に送数すべき投票 と。			里委員会書記			否の事由	) 							仮投票による投票考					作前	华		想與

**その**≡ 何年何月何日 數 行 議等
1 この無対点、独自市技製所でおける投票場の構文である。
2 審技人の氏をひみの配動では、非点人を認めておってめる場合においては、住所等を付着して経路することができるようにすること。
2 権裁の氏毛をひみの配動では、非点を確認することが出題である場合において選任の原義後で行うこととされた時間又は共興管理者で支替することとでいる場合において選任の原義後で行うこととされた時間又は共興管理者で支替することとでいる場合において選任の原義後を行うことを支に式援策事業が支がした場合によりた場合によいて議が管理者が支援に指数を行うがある。
4 投票可能が「表があり、当しては対策事業が支が上途分によいて議が企業がでは表がしませるととされば実施事業とあり、当しては対策事業が支がした場合において議が企業がであるときは、「権務を行る理解したがのた名等「機にこれらの参の共化人対けた場合において議が資本者が実施を行うたとされ、「職務を行うに対しては、対策を行る、とされた、財産となると表すること。
5 に会計制、機には、対策を対象することとしている場合において選任の原式に表するうこととされた財産とない表別となった場所を受けること。
6 に会計を表した場所には、対策になるとない表別となった場所を受けること。
6 に会議を対象とないました。
6 に会議となった場所によった場所を表示した。
6 に会議となった場所によった場所を表示した。
6 に会議となった場所によったの影響となった。
6 に会議となった。
6 に会議となった。
6 に会議となった。
6 に会議となった。
7 基本をよったが表別は多いたが表示を表示を表示となって選任されている対策が重要を表が表示となった。
8 この様式に対する事項のにか、策撃と認める事項の企業については、その一の事業にに確する。 同年何月何日調製 (6) 9 (3) (2) 2 € 2 期日 前投票 年月日 期日前投票所設置の状況 期日前投票所開設場所 ( 期日前投票所における審査 の期間 投票用紙再交付者 決定書又は判決書により投票をした者 票をした者 不住者投票の用紙及び封筒 斑 衆議院小選挙区選出議員の 選挙における投票立会人で 審査における投票立会人と 城里 期目前投票所事務従事者 期日前按票所開閉時刻 À 投票管理者の選任した者 投票拒否の決定をした者 腻 繭 嚊 9 垯 芳 温 国原書査送籍 28条の規能によってその側によることとされた企業選挙送路 58条の規能によって 型が路 50条の対策の治の 国原書査法籍 20条の対策によって その例によることされた公職選挙送路 68条の付職投票の指的 花游 (兵名) 午前 何市(区)役所(何町村役場)(何の場所) (氏名) 何年何月何日から何年何月何日まで 最高裁判所裁判官国民審查期日前投展所投票等 何人 Z- 市区町村選挙管理委員会書記
 2 市区町村の職員
 3 その他の者 (参会等刻) (参会等刻 何時開鎖 立会時間 午前何時~ 午後何時 職務時間
午前何時~ 仮接票に 午前(後)何時何分事由何々 職務を代理等した者の氏名等 職務代理(管掌)者 氏 名 午前何時~何時 事由何々 る披票巻 鱼鱼 仮授票の有無

東高鉄県所信国民警査項目前投票所規 「毎日 月 日 何年何月何日 (2個の状況) (2個の状況) (24) 7 (10	東高森州の原門   何年何月何日   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	会を 1 2 2 2 4 2 5 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	何年	6	6		ର	4	(3)	2	1	O)	4	[2]	£			(2) F		1 歩
東高鉄半男原鉄半宮園民際本期 日前投票所安原業 印本向月何日     何年何月何日 大・		は、この投票級の記載が展正で を この様式は、期当単級銀形に 断さんのなのみの記載では 込力がはなってもののの記載では 立地が開出、銀には、投票な 人が解散して場合になるのよう を受して込金とでを対して場合に 総名とする投票な会人とで乗して場合に 総名とする投票な会人は、財 この様式に掲げる事項のほか	何年何月何日調製	期日前投票所事務從事者	投票指否の決定をした者		理	点字により投票をした者	不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者	決定書又は判決書により 決定書又は判決書により 投票をした者		脚の分弁	日前投票所開閉時	投票管理者の選任した者	で、地方で、選手で、選目地域の の選挙における投票立会 人で審査における投票立 会人となった者	<b>申轉</b> 京二路水戸路三韓四	第0期间 投票 立会 人	海口町を乗り用吸がり 期日前投票所における筆	担目前投票所設置の状況期日前投票所設置の状況	当
<ul> <li>(※ 会 時 烈)</li> <li>(※ 会 時 別)</li> <li>(※ 会 時</li></ul>	(多 会 時 別) ((多 会 時 別) ((また ) (5 会 時 別) ((5	あることを確認して、著名 おける投展像の表式である。 、審査人を発展の表式である。 会人を交替することとして 立会人が実際に立ち会った。 は、自然表式を発音することとして はれる対象にある事項を認 自他投票所の影響時におい、 繁度と認める事項の記載 、繁度と認める事項の記載			国共審型法邦 20 条275元年 20 条275元年 20 年 20 条275元 20 年 20 条				(氏名)	(氏名)	(A)	(男)					党派 氏名 選任	回印(区) 牧門(四当村後)		最高裁判所裁判官国民
	参注が別していまする。 1 日本 1 日	てる。 投票が会人 投票が会人 投票が会人 投票が会人 必嫌合において国任の を操合において国任の に関係を表合した。 プレベロ、その一の優 こついては、その一の優		<b>⇔</b> ⊳ ⊢		審査				3	1		白専閉艇		עייבואו		H H	# CATH	at CEN	審查期目前投票所投票録
海 (		W UN	₩	何何何人人人		無	>	$\succ$								回点				

# (在外選挙執行規則の一部改正)

第三 条 在 外 選 挙 執 行 規 則 平 成 + 年 自 治 省 令 第二号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る。

る 規 定  $\mathcal{O}$ 破 線 で 囲  $\lambda$ だ 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

次

 $\mathcal{O}$ 

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

に

掲

げ

る

規

定

の 破

線

で囲んだ部

分

をこ

れに

順

次

対

応

す

る

改正後欄に掲げ

安原者 (田外温等人に限る。) 在 外 技 大安編の状態 相密の状態を 微軟 不安編の状 を発けた者の 曳けた者の繋 (4) 著の繋 繋	株の一	と在外選挙投票区等における投票録の様式)(第二十六条関係)	改 正 後
(お) 編集人の投票の状态 医療医療 (4・ローバ) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま) (ま	展 所 投 展 厳 (470 参明) 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	第十九号様式(指定在外選挙投票区等における投票録の様式)(第二十六条関係)別記	

	投票総数	赞	測	¥	と証例	受理と決定したもの	袖
(1) 投票所開催の界処までに投					不受理	不受理と決定したもの	犋
渊			表	受理又	は拒否の	不受理又は拒否の決定を受けた者	
第49条の投票	不受理	不受理の決定を受けた者		E)	(長男)		
	代理投	代理投票の拒否の決定を受けた者	受けた君		(Æ-Æ)		
	按照服教	教	内受	理と決	受理と決定したもの	50	账
(2) 按順所関艦の時担までに按			K	受理と	不受理と決定したもの	280	測
票管理者の受けた公職選挙法			ž,	美理又	は拒否の	不受理又は拒否の決定を受けた者	
第49年の2の長期	不受理	不受理の決定を受けた者	Ť	(E	(長名)		
	代理技	代理投票の拒否の決定を受けた者	1受けた港		(兵名)		
(3) 備 考							
				1 7	节区町村	市区町村選挙管理委員会書記	何人
9 投票所事務定事者	影響	何人	K	12	市区町	市区町村の職員	何人
				3	その他の者	4	何人
何年何月何日調製							
投票管理者	者 (職)	民名					

(2)

第49条の2の投票

票管理者の受けた公職選挙法

投票所閉鎖の時刻までに投

故脈統教

账忆

受理と決定したもの 不受理と決定したもの

) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法

改明把

N

製曲と発気 したもの

第49米の故則

我々は、この投票像の記載が真正であることを確認して、署名する。 投票立会人 氏 名 按票立会人

この様式は、投票所における投票線の様式である。

「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるもので

あること。

5 「7 地域の発記」書は、在今端本に以今の海準への発見の状況をできた。たけされたらたい、 6 「7 投票の共正」書の「投票者」書は、技票部における状態者の需要、7万円最初票率の課款の手を問義しなけむはならたい、 7 「8 相子編集人の投票の大売」書は、技票部における投票のお表えたければならたい。 8 「8 由子編集人の投票の大売」書の「故票者」書は、大乗用でにおける投票者の非数、元日本投票者の非数成び由子技票者の

在者投票の用載及び對衡を返還して投票した者、郵酬等による在外投票の用載及び對衡を返還して投票した者、兵学により投票をした者、代理投票をした者又は投票指否の決定をした者があるときは、「813編考」機に、「7101)機から「7651機まで又は 添数の軒や記載しなにおばならない。 「7(7) 機の記載方法に知じて、記載をしなければならない。 在外選挙人について、指定在外選挙投票区の投票所において、投票用級再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不 「職務時間」横には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の稼職務を行うこととされた時間又は投票管理者

11 投票管理者で事故があり、若つくは投票管理者が欠けた場合において職務で罪者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務 代理者に共び事故があり、若つくはこれらの者が共心欠けた場合において職務管章者が職務を行ったときは、「職務を代理等した 者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及びや理等をすることとなった事由を記入すること

に事故があり、若しへは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を作った時間を記載すること

13 投票管理者又は投票が金人を交替した場合は、引張さに係る書類や部件」なければならない。14 署名を十名長票管理者及び投票立会人は、投票所の開業等において適在されている投票管理者及び投票立会人とする。 5 「立張時間」横行は、投票が会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が容廉をした場合にその投票立会人が実際に立ち会した時間を記載すること。

ただし、縁延炎薬が行われ当核投票区に属する選挙人がした注第 9 象の規定による投票の法教を受けた場合又は公職選挙技術行規関第 15 条の 2 第 3 項の規定により 市町井の議等管理教員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。 行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、

15 | 指定関係投票区等である場合は、「7 | 投票の状形」 獺の「不在者投票者」 糧及び「7(6)」 獺に斜線を引かなければならない。

13 法第 53 条ただし書に規定するときにあっては、「6 投票箱、投票輸及び選挙人名簿を開票管理者に送費すべき投票立会人」 運には、投票額及び投票線を開票策量率に送数すべき投票立会人を把載すること。7 この基式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票管理し緊要と認める事項がある場合は、これを記載しなければなら ない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

2 指定投票区差しへに指定関係投票区等できる場合又は公職選挙出版下規則第15条の2数3項の規定により市町行の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その当を「向投票区」に第いて記載しなければならない。 3 選挙人の氏名の外の記載では選挙人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにしな。

我々は、この投票添が真正であることを確認して、署名する。 投票立会人

可与何月何日調製

投票管理者 (職)

押

1/4

投票所事務従事者

総数

何人

E 00

市区町村選等管理委員会書記
 市区町村の職員
 その他の者

包入

投票立会人

用用 194

2 指在設課囚护しへは指示関係投票区である場合又は公職職業指指行規則第15条の2条3項の規定により市町行の選挙管理を 員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「向投票区」に続いて監載しなければならない。 この様式は、投票所における投票級の様式である。

「6 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。

4 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるもので 3 選挙人の氏名のみの記載では選挙人を確認することが困難である場合は、住所挙を記載して確認することができるようにしな

ければならない。

「7 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。 「6 投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない

総数の軒を記載しなければならない 「7 在外選等人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の

9 在外選挙人について、指定在外選筆投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不 をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7(3)備考」欄に、「6(1)」欄から「6(5)」欄まで又は 在者投票の用紙及び対策を返慮して投票した者、康便等による在外投票の用紙及び対策を返慮して投票した者、点字により投票 「6(7)」機の記載方法に強じて、記載をしなければならない

10 「立会時間」欄は、投票立会人を交替することとしている場合において適任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が 辞職をした場合に、その投票立会人が実際に立ち会った時間を招載しなければならない。

11 投票立会人を交替した場合は、号継ぎに係る書類を添付しなければならない。

12 署名をする投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票立会人とする。

13 指定関係投票区である場合は、「6 投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「616」欄に斜線を引かなければならない。 行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。 ただし、織垣校駅が行われ当繋校駅区に属する選挙人がした法第49条の規定による投票の活要を受けた場合又は公職選挙法施

欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送費すべき投票立会人を記載すること 

ない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項がある場合は、これを記載しなければなど

16

その二 回年何月何日 要 行 裁欺管理者 (職) 兵 名 我々は、この決難欲の記載が真正であることを確認して、畢名する。 女欺立会人 名 民 名 被欺立会人 氏 名 9 00 6 ω 9 (2) Ξ 6 (3) (3) 共通投票所開閉時刻 投票箱、投票録及び選挙人名 養を開票管理者に送致すべき 投票立会人 救 対 共通投票所の変更 共通投票所事務従事者 在外選挙人の投票の状況 cF 投票管理者の選任した者 市区町村の選挙管理委員会 の選任した者 投票拒否の決定をした者 不在者投票の用業及び封筒 各返還して投票した者 占分に トロボ 曲やーキ 来 湘 间 崖 9 m 対 关 至 ři D) 朓 (美) (美) **港** (氏名) (兵名) 備考 鸿 派氏名 宗 恒人 選任年月日 職務 時間 午前何時~ 午後何時 選任年月日 朓 掤 A Ł 資 立 会 時 間 | 参 会 時 刻 午前何時~ 午後何時 市区町村選挙管理委員会書記 市区町村の職員 その他の者 仮投票による投票者 仮交票による投票者 職務を代理等した者の氏名等 職務代理(管堂)者 氏 名 年前何時~何時 事由何々 辞職の時刻及び理由 午前(後)何時何分 事由何々 仮枝脈の

4 16 5 6 在外域	1 2 2 3 1 3 が構	輸送	有年何月表をは、	∞ #			7		(6)	5)			( <u>0</u> )	(1)	6		55 数 数:	<b>4</b> 步 壮	<u>(2)</u>	E	3 5	2 #	11 #	何年何月 <b>製</b>
10 女祭の承辺、橋は、佐が海寺入めかの連拳入の大原の政治など戦かしたければならない。 「7 在外海準人の交換のが長む、橋は、佐が海寺入りかの連拳人の大原の状況を告成したければならない。 在外海準人について、市町木の海洋管理委員会の指定した末通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は当決事により投票とした者、不信者投票の用紙及び当情を返還して投票した者、基度等による名外投票の用紙及び当情を返還して投票した者、長年により投票をした者、代理投票の用紙及び当情を必選して投票した者、経済ならな者、した者、代理投票の上述者又は投票打ちの決定をした者があるとさは、「7 在外海洋人の投票の共日、構の任率により投票をしたも、16(1) 権から(6(6)) 権法で公司裁対法に強いて、部集をしなければならない。 伊東立会人を交替した場合には、月継ぎに係る書類を添けすること。 伊東立会人を交替した場合には、月継ぎに係る書類を添けすること。 伊東立会人を交替した場合には、月継ぎに係る書類を添けすること。 伊東立会人を交替した場合には、月継ぎに係る書類を添けすること。 伊東立会人を交替した場合には、月継ぎに係る書類を添けすること。	四人中公司		年年三月台日閲製 技原管理者 ( 我々は、この技原際の哲製が真圧であるこ 花原行争人	<b>听事務</b>			<b>た外派派しのお用の手治</b>		投票拒否の決定をした者	大	学により表現	不在者投票の用紙及び封筒 を返還して投票した者	決定書又は判決書により投 票をした者	投票用紙再交	順の分		第を開票管理者に送致すべき 校票立会人	通投票所開	投票管理者の選任した者	市区町村の選挙管理委員会の選任した者	無	通投票所の	通投票所開	月何日行
では、在り間は、在り間は、在り間は、在りまた。 ・ 一門本の過 ・ 間本の過 ・ 「不用表現 ・ 「不用表現 ・ 「本用表現 ・ 「本用表 ・ 「本用表 「本 「本 「本 「本 「本 「本 「本 「本	機のは、選供のは、選供のは、選供のは、選供のは、選供のは、選供のは、選供のは、選供	投票立会人	投票管理者 1が真正である お重か会人	従事者			9 # #	_	たた者	*	45	及び封筒	こより扱	行者	**		要すべい	開時刻 隔溢人名	した者	)(H (H) (H)	-	対用	散場所	
開学へどか	野羊人を確 野羊人を確 大を交替す 人が実際に	; ×;	里者 (職) 5ることを	浅类	備考	(計)	(果)	ì	法第 50 条の投票の拒否 法第 48 条の代理投票の拒否	代理投票者数	嶉	(氏冬)	(氏名)	(計)	(女)		ń	午前 布			対宗	用		
を選挙人のを選挙人の 責金の指定 関金の指定 図置して投 図置して投 区は投票括 いの記載方式 の記載方式 原名書類を 質時におい	はなったに	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	f (職) 氏 5ことを確認して、	何人				烖	の投票の指の代理投票	数	举人					烖	Zii	何時開始			<b>天</b>	п		何遍
体の選挙と从のかの選挙人の发展が収拾を記載しなければよらな 対応は、増高、在今選挙人の支援の状況を記載しなければよると 所の選挙管理委員会の指定した非面投票所において、投票用版 用裁及び時間を返還して装票した者、無便等による在外投票の用 日裁及をい言者を以近期指否の表げをした者があるときは、「で 6 「6 (6)」 構までの記載方法に簿じて、記載をしたければならな がには、引機者に係る事類を添けすること。 本面投票所の閉鎖網において過程されている投票立会人とする。 するときにあっては、「5 投票者、投票機及び優業人名簿を用 するときにあっては、「5	が困難であている場合	i Mi	、	丛				濉	15							训	决	午後	(参 参 会 会		選任年月日	Û.	i	何選举共通投票所投票録
な来の収込し無は、住か選挙へ必欠の選挙への支援が収込を指載しなける 在外選集人の支援の水形と、間様に、在外選集人の支援の水形を目載しなける (2番人 について、市町木の選挙管理委員会の指定した非通投票所において、 た者、不位者投票の用形及び実情を返還して投票した者、無便単による在 た者、不位者投票の用形及び実情を返還して投票した者、無便単による在 のり投票をした者、代理投票をした者のような 概に、「6(1)」機から「6(8)」機までの記載力法に弾じて、記載をしなり 機に、「6(1)」機から「6(8) 機までの記載力法に弾じて、記載をしなり を交替した場合には、引機をに係る事類を指付すること。 全人を交替した場合には、引機をに係る事類を指付すること。 でる失震立会人は、非過数票所の開墾時において選手されている投票点。 な事に関係するとまにあっては、「5 投票箱、投票線及び選挙	る場合にはいたおいてはけること。			W 10 -				砯	1	# F				( <b>河</b>		砯	M	後 何時閉	時刻)	+19	立会 時午前何時~	即	-	职权票额
だければな だければな って、投票 る在外投票 るるときは なければだ なければだ	8いては、1 第年の際立			市区町村選挙管理 市区町村の職員 その他の者			+			F 4	盆			 (再交付の事由)	H			靈		十级担际		华		
でない。 のない。 田海再次付 (の用策及 (の用策及 、「7 柏 、「7 柏 、「7 柏 さいない。 ないまする。	生所等を記ら会うこと			市区町村選挙管理委員会書記 市区町村の職員 その他の者				1	I	THE KENTER	要			H)		仓					金等	H		
など主義したおりがようない。 安慰別において、投票用様再交付者、決定書又は判決事により 実際別において、投票用様再交付者、決定書又は判決事により 難使等による在外投票の用紙及び対情を返還して投票した者 とした書かあるときは、「7 在外選者人の投票の米記、欄の 、配載をしなければならない。 、記載をしなければならない。	載して確認			100				反投票による投票者	]	# =						仮投票による					辞職の年前(後)	許不		
「又は判決 曜して投票 の表票の表	対ること							る投票者	\$ 3	it i.	啉					よる投票者				1	辞職の時刻及 年前(後)何時何分	#		
書により (した者、 児」欄の (立会人)	ができる駅立会人			何 何 人 人						9 分 4 木	:   										び理由	А		

2 の様式は、第目前投票所における投票線の様式である。
2 選進人の先名の外の登載では、選進人を確認することが困難である場合においては、住所等を拒載して確認することができるようによること。
3 国際が同じ、選進人を確認することが思難では、という場合においては、住所等を拒載して確認することができるようによること。
3 国際が同じ、選生人を表した。
4 投票管理者と支持することとしている場合において職務で開発を行うこととされた時間又は投票管理者に非対かかり、若しくは投票管理者が大切に提高において職務を持つかとされておりを指すること。
4 投票管理者とは非対かめり、若しくは投票管理者が大切に提高において職務を禁事者が職務を行ったときは、職務を代理等した者の主義が表し、おしくはこれのの者が共に欠けた場合において職務等等者が職務を行ったときは、職務を代理等した者の主義があり、若しくは投票管理者が大切に提高とおいて職務等等者が職務を行ったときは、職務を代理等した者の主義があり、若しくは支票管理者が大切に場合において職務等者者が職務を行ったときは、職務を代理等した者の主義があり、若しくは支票管理者が大切に関係することとつか手由を記入すること。
5 「立会時間、機には、投票が全人を支持を立るととしている場合において設定を対するとととなりを時間を記載すること。
6 投票の状況、選ば、在外選挙人以外の選挙人の対策の状況を記載したがけばならない、投票が主人を表して提供に有ける事業への必要の対況を記載した場合を必要した場合を必要した場合を必要した場合を必要した場合を表して対けまながあるときは、「7 在外選挙人の対策の対策とした者、存置対策とした者があるときは、「7 在外選挙人の対策の対策」権に、1611 第2の任義が日に、別継さに係る事業を影けすること。
10 基金をする投票等出者及び投票立会人とする。
11 この様式に掲げる事項の目か、緊要と認める事項の記載については、その一の備者17に選手る。 **その三** 何年何月何日 數 行 1 期日前 2 期日前投 我々は、この投票級の記載が裏声であることを確認して、暑名する。 技術裏正であることを確認して、暑名する。 技術裏立会人 氏 名 投票立会人 氏 名 7 S  $\omega$ (5) (3) 2 E 何年何月何日調製 6 (2) 行 対 票 年 月 日 期 日 前 投 票 年 月 日 期 日 前 投 票 年 月 日 期日前投票所設置の状況 別目前投票所配置の状況 (1) 期日前投票所を設ける期間 (2) 期日前投票所を設ける期間 投票用紙再交付者 決定書以は判決書により投票をした者 原なした者 不在者会乗の用紙及び封筒 を返還して投票した者 点字により投票をした者 游 游 期日前投票所事務從事者 在外選挙人の投票の状況 期日前投票所開閉時刻 7 投票拒否の決定をした者 法第30条の投票の拒否 法第48条の代理投票の拒否 **长票管理者の選任した者** 市区町村の選挙管理委員会の選任した者 挪 制 曲 9 闸 烘 苯 淄 月月 何年何月何日 光 啦 (男) (女) (氏名) (女) 澎湃 (氏名) (氏名) (<del>\*</del>E) 淋 河人 ш 選任年月 前极票所投票 Z 選挙人の氏名 拒否の事由 立 会 時 間 午前何時~ 午後何時 職務時間 午前何時~ 午後何時 10 市区町村)選挙管理委員会書記 市区町村の職員 その他の者 骤 参会時刻 仮按票による投票者 午前(後)何時何分 事由何々 辞職の時刻及び理由 職務代理(管準)者 氏 午前何時~何時 事由/ 仮投票の有無 何何何人人人人

2 4 5 6 7 8 6 8 6 8 6 8 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	E 10 13	我 我	7 何年何		6			6		9	<b>A</b>	<u>(S)</u>	<u>(2)</u>	Ξ.	OI		4	<u>Q</u>	£	a	(2)	22	要言
「自分の原理」では、「なりの原理をした」では、「15 技術では、「16 住物を関係して、「15 技術を関係して、「15 大学でした。」では、「15 大学でした。」では、「15 大学でした。」では、「15 大学でした。」では、15 大学でした。	この様式に、ま選挙人の氏名の		7 期日前表		在外選			英順		के	市中市	不在者	送信書	炭鴻	裁網		期目前	裁無審	の選任した者		期日前	まっま ご 正 書 ご まっま こ まっき こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	世元四日では、日日では、日日では、日日では、日日では、日日では、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本には、日本に
間」をはいます。 を持つたりにあった。 を持つたりにある。 を持つたりにおいた。 をはれて、 をはれていた。 をはれていた。 をはれていた。 をはれて、 をはれていた。 をはれていた。 をはれていた。 をはれていた。 をはれていた。 をはれてい	が、 第37 大名のみ。	悪縁の記	期 刑 世		筆人の拐			香の洗魚		華	近る経ア、以来した名 点字により 披原をし	校服の囲	収は判決	用紙再	9		安黑所	投票管理者の選任し	した者	# # #	投票所を	安康班班班	) (1) (1) (1)
「公会時間、機には、投票が会人を交替することとしている場合において適任の際立ち会うこととされた時間又は投票が会人 が課職をした場合にその投票が会人が実際に立ち会った時間を密載すること。 「5 投票の次に」場に、在予3等人以外の3等が人の支票の対定を表載したければならない。 「6 在外3等人の投票の状況」機は、在外3等人の投票の対定と記載したければならない。 在外3等人の公果の状況」機は、在外3等人の投票の状況を記載したければならない。 在外3等人について、市町やの3等管型委員会の対定した別目前投票所において、投票用無理なけ者、決定書文は非決事によ 在外3等人について、市町やの3等管型委員会の対定した別目前投票所において、投票の用無収支持信を返還して投票した者、 表、声写により投票をした者、付置投票をした者又は投票指否の決定をした者があるときは、「6 在外3等人の投票の状況」機 の「備考」機(に、「5 Li) 機から「5 Bil 機 までの32載が設に乗じて、記載をしたければならない。 安康立会人を交更した場合には、日間投票所の別報等において選任されている投票立会人とする。 この様式に掲げる事項のはお、集要と認める事項の記載については、その一の備考」ほに番げる。	この様式だ、規当前投票所における投票機の様式である。 選挙人の氏名のみの差載では、選挙人を確認することが国難である場合においては、住所等を記載して確認することができる さにするトレ	この投票線の記載が真正であること 投票立金人 投票立金人 投票立金人	前投票所事務従事者調製		在外選挙人の投票の状況			投票拒否の決定をした者		類側	を必要で、3Xボリに包 点字により技順をした者	不在者投票の用紙及び封筒 み河湯1 ア砕草1 キオ	決定書又は判決書により投票をした者	交付者	<b>茨</b>		前交票所開閉時刻	優任した者	10 日本の選手 単名米 東京 の選任 フガガ		基金	対日前投票所数置の状況 対日前投票所数置の状況	在 目 日
会人を交替を会人が実際 会人が実際 を人が実際 力、適は、4 の選挙管理 引紙及び對 引紙及び對 (5(6)) 量 に、引継ぎ は、引継ぎ は、引継ぎ	3ける投票9 選挙人を6	等 (職) 氏 ちることを確認! へ 氏	等	金米	(#)	(9)	ì		強	() 選		(F-2)	(氏名)	$\Box$	¥ (x) (s)	(里)	午前			×	何年何月		何選挙
大ることに立ち会外の選挙を外の選挙を任外選挙を任外選挙を任外選挙を担合の対象を見合の大を見合の大を見合の大きでの表表での表表での表表に係る書きに係る書きなるものもの表表を表表した。	限の様式 強認する	無民の認氏氏でしてい	何人				救	注第 50 条の投票の拒否 注第 46 条の代理技票の	(者数	**						対	何時開始			K 6	何日から	뮋	355
等することとしている場合に 級に立め会ので専門を需要する 現のはからので専門を需要する 見みの選案人の受票のが形を 見みの選案人の受票のが活とした。 一番、一点機(大乗)に、一番、 に、一番、一人機・大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大車、大	である。 ことが困壊	名署名名子					涠	注第50条の投票の拒否 注第48条の代理技票の拒否		名)						細		(# (# (# (# (# (# (# (# (# (# (# (# (# (		選忙年月日	何年何月何日から何年何月何日まで	TERRITOR, SALES	市前拨
が、場合できる状況をあり、状況をあり、状況をあり、状況をあり、状況をあり、状況をあり、状況をあり、た者、験ができたを、	1038 88	\$.	3 2 1				皉	-	VV CEN							ціф	午後	(孝会時刻) (孝会時刻)		_	何まで		無
おいて選任の際立ち会うことなった。 さった。 記載したければならない。 記載したければならない。 記載したければならない。 記載したされる会会表現の用紙 でした者があるときは、「6 記載をしたければならない。 記載をしなければならない。	合におい		市区町村選挙管理委員会書記市区町村の職員その他の者					海華人の氏名		(兵				(再交相)			何時閉鎖		8	午前何時~	1 8	は、	炭
の原立55 ればなら ればなら た、技態 る右外投 ちるときに だければな をあときに がければな	では、住		要挙管理委		$\vdash$	+	H	120		※				(再交付の事由)			_ IIII		2	(6)	,		藥
からこと。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。ない。用紙再交付表がある。ながない。	<b>所等を記</b> 録		員会書記				18	S	1 1	一						囱				批配	t		
: された屋 : された屋 : でも簡名 : でも簡名	でして編載						扱票によ	H	4 1	Æ						仮投票による投票者				平順の	14		
と こされた時間又は投票业会人 交付者、決定書又は判決書によ 概及付券信を返還して投票した 在外藩参人の投票の決定し書 、。	37878						仮投票による投票者	效效	5	碘						5没票者				辞職の時刻及年前(後)何時何分	ŧ ŧ		
原立金/ 安華で3 美治3巻	がてきる		真真真					金維	ŀ	各)										マ 単曲何々	1		

地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員 及 び 長  $\mathcal{O}$ 選 挙 に 係 る 電 磁 的 記 録 式 投 票 機 を 用 1 7 行 う 投 票 方 法 等  $\mathcal{O}$ 特

例に関する法律施行規則の一部改正)

第 兀 条 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員 及 び 長  $\mathcal{O}$ 選 挙 に 係 る 電 磁 的 記 録 式 投 票 機 を 用 1 7 行 う 投 票 方 法 等

 $\mathcal{O}$ 特 例 に 関 す る 法 律 施 行 規 則 平 成 + 兀 年 総 務 省 令 第 九 号)  $\mathcal{O}$ 部 を 次  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 正 す る

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 破 線 で 囲 W だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ

る 規 定  $\mathcal{O}$ 破 線 で 囲  $\lambda$ だ 部 分  $\mathcal{O}$ ょ う に 改 8) る。

				第 一 	別記
となった場合には、その首を「特別成」に扱って経典するとした。 道難より様のなかが発色には、その首を「特別成」に扱って経典するとした。 道難より様のなかが発音には、独自問題がよった地で観光のは、学の場合を持たしまっては、住所等を影響して機能するととかできるようにすること。 4 選集とは無力なかが発生に、単独とない選手では、ないではないます。 5 選集とは、世界のようが表生には、現在問題を対した。 5 選集とは、世界のようが表生には、はないではないます。 5 選集とは、世界のようが表生には、ないではないます。 6 選集とは、世界のようが表生には、はないではないます。 6 選集とは、世界のようが表生には、ないではないます。 6 選集とは、世界のようが表生にないます。 6 選集とは、世界のようが表生にないます。 7 技術をはないます。 7 技術をはないます。 7 技術をはないます。 7 技術をはないます。 7 技術をはないます。 7 技術をはないます。 7 大学のようながあり、またしてはないます。 7 大学のようながあり、またしている場合において選手の様はないまう。ことされた時間はおりままた人が報告にはないます。 7 大学のままながあり、またしてはないます。 7 大学のままながあり、またしてはないます。 7 大学のままながあり、またしてはないます。 7 大学のままながあり、またしたのままながままながありまた。 7 大学のままながあり、またした。 7 大学のままながあり、またした。 8 大学のままながあり、またいままながままながありまた。 8 大学のままながあり、またいままながままながままながままながままながままながままながままながままながままな	世々耳、この武器を合権に対抗になることない。場合する。 世々耳、この武器を合権に対抗になることない。場合する。 ・ は、	2	15	1	ī - 1
	· 李柳	~ <u>B</u>	g g s s	- 号 - 様 - 式	別記
・ の報子は、投票所に対する投票のが表す。  ・ の事子は、大学性の影響を表す。 ・ の事子は、大学性の影響を表す。 ・ の事子は、大学性の影響を表す。 ・ の事子は、大学性の影響を表す。 ・ の事子は、一 の事子は、一 の事子は ・ の事子と ・ の事子は ・ の事子と ・ の事子は ・ の	何年の月何日閲覧 教本は、この投資家の指揮が現正であることを確認して、売なする、 教本は、この投資家の指揮が現正であることを確認して、売なする、 教女女人、 投票立会人、 ・・・	授票指否の決定をした者 <u>公職選挙法第</u> 公職選挙法第 公職選挙法第 授票 所事務 従事者 総数	機能が変数が大力を表示していません。  「大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大力・大	(投票・録の様式) (第四条関係)  (	
	発酵観発	(利人 (新20条8)	展		
が大き のは大きなのでは、 のは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で		型の担否 型の担否 対 1 市区町内線 内 2 市区町内の 3の他の名	入 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	「	-
<ul> <li>(本) この様式は、使用では対する機能が無対した状態</li> <li>(本) この様式は、使用では対する機能が無対した状態</li> <li>(本) という様式は、使用では対する機能があると思うに表現されている場合においては、他用機能を関すして機能するとどできるようにすることを発展している場合においては、他用機能を関すして機能するとどできるようにすることを発展している場合においては、他用機能を関するとどできるようにすることを関することとでいる場合において発生を関することとでいる場合において対比を関するとどでは、他用機能は対します。</li> <li>(本) とはなったが、(本) は他に関するとどしている場合においては、他用機能を対して、(な) ともたら他のも自然するとのであることを理解します。</li> <li>(本) とはなる場合には、対比性を観点となった。</li> <li>(本) とはなる場合には、(な)を表することとている場合において、(を)を)を)をしたとおいた機能を対した。</li> <li>(本) となる場合では、(な)を)を)が、(な)を)が、(な)を)を)が、(な)を)を)が、(な)を)を)が、(な)を)が、(な)を)を)が、(な)を)を)が、(な)を)が、(な)を)を)が、(な)を)を)が、(な)が、(な)を)が、(</li></ul>		期 1 2 計図 3 小公	人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人 人	電車 (1925年) 本 (1	

中国	10 04	1 2 2 4 5 6 7 8 6 7 8 6 7 8 6 7 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 7 8 8 8 7 8 8 8 7 8	銀火地	向年	00	(9)	<u>®</u>	(7)	(6)	(5)	(3)	(2)	E	7	on .	ហ ថ្ង	(3)	( <u>E</u> )	4	ω	2	整 性
中国	1の森代に掲げる普遍のほか、 豚脚	の海大は、無過級解別における機能、の形を700の地では、 を開発的、環に、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を1000では、現代、対象を1000では、 を10	で、この技術研究の関係が表現によった。 技術の対象に対象を表現によった。 技術の対象に対象と		共通投票所事務従事者		電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理 投票 投票	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	筒を返還して投票した者 点字により投票をした者	次圧者又は判決者により 投票をした者 不存者特票の用紙及び料	で、女衆をした名  交票用紙再交付者  ではませばは発生される	電磁的記録式投票機を用	投票の決況	交無権、投票を複写した 最媒体、投票を複写した 電廠的記録媒体、投票線 及び選挙人名簿を開票管 理者に送較すべき投票立 会人	共通投票所開閉時刻 北面然 机面流 机电池	小田将苗来 (1984) オネ	市区町村の選挙管理委員 会の選任した者	KI+	瀬	通投票所の変	· 二
日 日	と認める単	振碟の様式 人を確認さ 次音するで 次音するで 管理者が裏 変響音が表 が変音するで が数字するで た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た場合では た た 場合である。 を 場合で ある。 と 場合で ある。 と り に り に り に り に り と り に り し し し し し し し し し し し し し し し し し	) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	惠	微數	公職選挙 公職選挙 公職の指否	代理投票	選(	行理技頭(	1.1	1	(氏名)	(計)			午前作		_	_	æ	Ĥ	
日	最の記載	である。 ないのないのないでは、大きないのでは、まないのでは、まないでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのではないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まない	C C	I	連	市路 48	田 (本名)	年名の	班 名					対側	丑			-	-		Э	
	だっては	田藤らめる を行った課 を行った課 を行った課 を行った課 を行った課 を行った課 を行うる場合に でる場合に でる場合に でる場合に できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	के के के ह	4	E	条の投	<b> </b>     >	大数で	>					10#	IN IN	(参会联	(参会時対		任年	在	飾	何選挙
所投票談談 所提票 世 世	3	場合に出るので、				Ĭį.	2000						H				_	4	ш	m		共通投票
世田 佐 宗 教会 時 別 職務を生程選挙した 教会 時 別 職務を生程選挙した を会 時 別 職務を生程選挙した を会 時 別 権 職 の 時 別 4 前 版 年 前 職 の 時 別 4 前 版 年 前 版 年 前 版 年 前 版 年 前 版 年 前 版 の 時 別 4 前 版 年 前 版 年 前 版 年 前 版 年 前 版 の 時 別 本 前 成 年 時 別	の編析 13 に挙ずる。	バスは、田野等を留在の郷職等からに、すること。 すること。 事者の最高を行った、 事業の職等を行った、 は、職務を代理等し 田の原立も会らとと ること。 の傷が、事業に対象を の機が出来が、 の機が出来が、 の機能が出来が、 の機能が出来が、 の機能が出来が、 の機能が出来が、 の機能が出来が、 の機能が出来が、			市区町村選挙管理 市区町村の職員 その他の者	TO STORY	ZT1					Ž.						前何專~ 午後何時	立会時間	表	斯事	所投票線
田田田田 日 京 田田田田 日 京 田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		裁して確認することとされた時間又 ととされた時間又は とされた時間又は とされた時間又は をされた時間又は をされた時間では とされた時間では とされた時間では とされた時間では とされた時間では とされた時間では とされた時間では とされた時間では とされた時間では をとこと。			类員会書記	H Drown	· 注					)	-	仮投票によ					会 時 刻	会時刻		
		おいてきるようにする 技製業智理者に事故が 及び職務や理弊に共 にこれらの者の氏名、 段既立金人が解職をし にする。 より都み替えて適用さ 能的記載技术、投票機 役の表現を再来でも用さ			.में.में	77. Z	ii A	Æ	Â	k				る投票者					職の罪刻		바	

172 8 756 6 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	銀 表 老	7	(9)	8	(7)	(6)	(5)	(4)	3	(2)	Ē	0		OI OI	4	(2)	Ē	3	22	_
1 この東式は、共海安県庁における安県駅の東式である。 2 編集人の先めのの記載では、海海人を確認することが図離である場合において語句の原 3 に会時間。横には、鉄頭よりへを交替することとしている場合において語句の原 3 に会時間。横には、鉄頭よりへを交替することとしている場合において語句の原 3 に会時間。横には、鉄頭よりへを交替することとしている場合において語句を記載する 4 英原立会人へが辞職をした場合によって表現を表している場合というも表現立会人は、共海安原の回復編とおいて語名されている表現を会しても、野の者でも必須立会人は、共海安原の回復編とおいて語名されている技界を会した。 5 締めるする処理な会人は、共海安原での回復編とおいて語名されている技界を合した。 6 締約 18 年の の利潤には、中海総約 12 海の東海線・12 海の大き、大田される公職選挙託第 80 米の4 第 5 項から第 7 項表でに規定での繰り返する。 2 年の 大田される公職選挙託第 80 米の4 第 5 項から第 7 項表でに規定での繰り返する。 2 年の 1 郷に記載することさにかっては、「5 東の第、長原の第一次、東京は、大田の東の第一次、東京は、大田の東の第一次、東京は、大田の東の第一次、東京は、大田の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東	1十三人三 ロ藍紫江、川の校彫築の路長	共通技票	投票指否の決定を した者	電磁的記録式投票機を用いた代理技票以外の代理投票		亀森的記録式投票 機を用いた代理投 順	学により扱	不在者投票の用紙及び封筒を返還してお順した者	対象地で	票用紙再交付	電磁的記録式投票 機を用いて投票を した者	投票の状況		投票籍、投票の電廠 投票を 被写し機様体、投票を 被写し機様体、投票線及び 線媒体、投票線及び 選挙人名簿を開票 管理者に送数すべ き投票立会人	共 通 女 崇 灯 照 闭 野 刻	者の選	区町村の選挙祭員会の選任	投票立会人	共通投票所の変更	共進投票所開設場所
になる 報告 ない	表表表表に関連に対して、単単単単になった。	游教	公職選 の指否 公職選	代理技	補助を	代理投		(氏名)	(氏名)	(氏名)		(女)	Ħ	党	午前何時開始			党 派	-10	Ī
る校果経 本人を交替 人を交替 人を交替 人を交替 大き交替 大き交替 大きな悪魔的記録 最後 野原の 後 野原の おおお 大名 海 海 新 大名 海 なん 大きん ちょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう しょう	者の人人 ころろく ごろろん (難)	何	举法第 50 举法第 48 拒否	原作 名	選 挙 (氏 名) を行わせた者	票 (氏 機 格 名									時開始			兵 名	200	3
本の成立である。 を確認すること することとして をは会人が実際に なに会人が実際に なに会人が実際に ない会人が実際に ない会人が実際に ないるのも ないるのも ないるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも はいが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいるのも ないが はいる。 にしる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 にいる。 に、	を強用、大力のである。	→ オ 321	条の投票	<u> </u>	者の数	\ \ \							投票者	斑	午後何時	H> H1		選任年月日	ш \$	ī
が困難できる様にないる場合においいる場合においいる場合においいる場合では、対するにた。場合は力でいた技術を行わいいた技術を行むした技術を行む、5人はのも第1人は、5人はのも第1人は、4枚数十人が技術を行ってでは、人は、6人は、6人は、6人は、6人は、6人は、6人は、6人は、6人は、6人は	名する。	市区門村選挙市区門本の職場の名の名の名の名	選挙人の氏名	(氏 名	(氏 名	(氏 名				(単					可時閉鎖	超(医	千四 年 後 言 郡 く	立会時間	所	1
		管理委員会書記	市的		対対	(				交付の事由)	人備		仮投票					参野会区	蚰	
、住所等を記載し にも会うこととされ こと。 とする。 とする。 その旨及び独第1 その旨及び独第1 の第四が生じた日 記録解析、投票を 大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、		150	H	者 (兵	者(氏	者 (氏	5			-	状		による投票者				世 三 三 元 次	辞職の時	H	
裁して確認す された時間又 された時間又 ま第12条の規 た日時を6(1) た日時を6(1) た日時を6(1) た日時を6(1) た日時を6(1) た日時を6(1)		电信息 人人人	女果の祖継	名) 人	名) 人	名) 人	<b>\</b>										间本	刻及び理由	不年月日	1

1 この 2 海域 2 日本 4 世紀 4 世	金 技术	何年何月	7 期	9 数	**	(8) まち		(C) 合力	础	(6)	(5) Jin		© 表数 }	(2) 数 数		ł.	6 類		55 進	(2) 投	E 9 ∄	<b>4</b> 赞	始	(2) 生	11	要
様式は、期日 状への氏名のみ 筋中間、編しば 筋中間、編しば 筋中間、編しば を実際理者に事故 担しへはこれ 足の代理等を 場中間、編しば 食中間、無し な手間、無し な手間、無し な手式な な時間、無し な手式な な手式なな をする投票権 をする投票権	この投票級の	何年何月何日調製	期日前投票所事務従事者	投票拒否の決定をした者	W.	た代理投票)	機的記錄式	作についての補助を行わ セド者	磁的記錄式	電磁的記録式投票機を用 いた代理投票	字により扱	任者投票のを返還して	次に置くは地次置により投票をした者	票用総再交付	馬賀PJ記録A女素繁を用 いた投票をした者		観り		期目前投票所開閉時刻	投票管理者の選任した者	市区町村の選挙管理委員の選任した者	服	無	州日前投票所を設ける期間期日前投票所を設ける期間	期 日 前 投 票 年 月 日 期日前接票所設置の状況 期日が表票が設置の状況	1
国際が、関目的政策所におけた機関の様式である。 職業が同人があるから記載では、選挙、を職勢することが、 「職場中間、郷には、技術管理者を交響することとして、 では世帯等者が欠けた場合にその対策等者が決壊がは のは世帯等者が欠けた場合にその対策等者が決壊がは が表することとして、 大型機関部がまずがあり、ましては支援等者が決壊がな が表することとして、 はませんらの者が共に欠けた場合において機が 権限及び代理等とすることとして、 はませんが実施する人を受けることとして、 が表することとして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するととして、 が表するとが実施する人が実施することとして、 が表すると、 が表する。 が表する。 が表する。 が表する。 がある。 が表する。 が表する。 がある。 がまる。 が表する。 がまる。 がなる。	この技態級の記載が貸出であることを確認して、 投票立金人 氏 投票立金人 氏	技順管理	孫従事者	をした者		いた代理投票以外の代理	受票機を用	側めを行わ	受票機の操	受票機を用	製をした者	个任者安果の用紙及U対 筒を返還して投票した者	NIII VIII VIII VIII VIII VIII VIII VIII	神にてる	大学院介出		<b>洪</b>		開閉時刻	軽した者	給理委員会	<b>₩</b>	基	一般な参りと表ける期間	年月日受置の状況	ī
ナる投票線の 要率人を確認 等の交替する。 その投票管理 へは投票管理 次付売場合に か交替する。 を変数の を を変数の を変数の を変数の を変数の を変数の を変数の を変数の を変数の を変数の を変数の を変 を を を を を を を を を を を を を	てめいで物語	所()()()()()()()()()()()()()()()()()()()	総数	公職選挙法 票の拒否 公職選挙法 投票の拒否	心理友崇有级			補助を行	10世友崇春級	Mary Mary		(氏名)	(氏名)	(氏名)		( <del>1</del> )	(女)	1	作前			党派	-	何年何月何日 氏		
様式である することがすることができない。 おか実験が 指が欠けた おいて観念 としてい としてい ととしてい ること。 は、引爆を に、引爆を に、引爆を に、引爆を に、引爆を に、引爆を に、引爆を に、引爆を になって記載が、 に、引爆を になって記載が、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	認氏氏石	æ	4	公職選挙法第 50 条の表 票の拒否 公職選挙法第48条の代理 投票の拒否	自要	(氏名)	# (I	(氏 名) 猫型を行わせた者の数	李	(年)	*								何時開始			开 名		何日からん		
この様式は、期間が展開される光環線の様式である。  運教への名のかの影響では、選挙人を確認することが基準でも場合においては、出所學者を 「職務時間、難には、投資管理を交替することとしている場合において選出の意識を分ける。 「職務時間、難には、投資管理を交替することとしている場合において選出の意識を分ける。 には、投資管理者が支援があり、更大しは投資管理者が大関に職務と行った時間を包責すること。 には、投資管理者がも基がかり、更大しは大理者管理者が大力を与なにおいて現代を基づまなら、 を要理理者がも基がかり、更大しは大理者管理者が大力を与なにおいて選出の意式を対しまします。 を表現とが理事をすることとかった事由を引入すること。 「企業が直然とないを与うとなった事由を引入すること。」 「企業が直然とないを与うとは、国務を 教育に及び保護をすることとかった事由を引入すること。 「企業が直然とないない。」を対している場合において選出るがでも多うこと の表現されたが事故では表立とない。現までは多くの場合には、不の最近に を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表はすると表情を表している。 を表は、「地域ないないる」とない。 「他者とないないる」とない。 を表は、「地域ないる」とない。 「他者とないる」とない。 を表は、「地域ないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とない。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者とないる」とないる。 「他者	署名名名名		1 何人 内 2 3				\ 	機(	Y	<b>-</b>	_							投票者	Ý	**************************************		選任年月日		が、行馬や攻勢)である6年何月何日また 3年年月日		何選举期日前投票所投票級
はいては、 単年の影響 がに囲動され がに囲むは でったときは 一つたときは 単年の彫り は在されて 縁をには、 (1)の集の につんまの につんまされて 縁をには、 は、 につんまされて は、 は、 に、 に、 は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に			市区町木市区町木		選挙人の氏名	(A		(A		Æ				(再交付の事由)	>				亩,	郡 郡 悠 悠	2	並会	十期何等	また		际投票额
住所等を記 務を行うこと にこ。 、 職務を行った 、 、 、 、			市区町村選挙管理委員会書記 市区町村の職員 その他の者		26	(名)	盆	(名)	盐	(4)	it			(世)	備考	$\left\  \cdot \right\ $			<b>E</b>		午後何時	立会時間	午後何時	超		
載して確認するとと、 とされた時間 とき又は投票 に理等した者の に当れた時間又 に当れた時間又 に当れた時間又 に当れた時間又 に対していい。			<b></b> 長長書記		拒否の事由		进		进		#							仮没票に				参野会		参会時刻		
又は投票管理 区は投票管理 管理者及2職 氏名等」 欄に は投票立会人 は投票立会人 になり 等み					ш													報による投票			世 (後)		年前何群~何	職務を代理等		
「公審がしたが、利用が表面における場面が確定がある。 「選挙がの形的のの記載では、選挙が必需能することが通常である場合においては、任所等を記載して確認することができるようにすること。 「職職時間、暴には、技術管理者が必要することとしている場合において選近の課題を行うこととされた単元以は技術管理者に事故があり、若しくは支援管理者が支持した。 「成職時間、表には大規管管理者が支持した。」 「は技術管理者が大力大場台において職務管理者が大力とは、「職務を作ったとき又は影響を考えるとしては大規管理者が大力ないる。」 おり、若しくはこれらの者が共しなけた場台において職務管理者が大力をとない、職務を作品を持つるととないは表現を理者とないでは、事務に対したの者が共しなけた場合において職務管理者が大力ととる。 お明にない理事をすることとでかた事用を記しまする。 「公本時間、義には、技術技術会とないで、「政策を指令さととしている場合とは、「職務を付置する」ととされた時間又は技術なる人が整備をした場合による。 「公本時間、義には、技術技術会とないで、「政策を指令さととしている場合とは、「電話を持つること」 「公本時間、義には、技術技術会とないで、「政策を指令することと」である場合とは、「電話を持つること」 「公本時間、義には、技術技術会とないない。」 「公本時間、義には、技術技術会とないで、「公司技術技術とないる」は表現ないを表して、その表にないる場合に、その言義の主義とは、「表しては、表しては、「表しては、表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、「表しては、ましては、「ましては、ましては、「表しては、ましては、「ましては、ましては、ましては、ましては、ましては、ましては、ましては、ましては、			何人 何人		仮投票の有無	(氏名)	) p#	(氏名)	<b>举</b> >	(京名)	¥							E E			何々	辞職の時刻及び理由	(編) 希 氏 名 (何野 単由何々	した者の		

√ 0 0 4 ro 0 F	横数巻	0	(9)	(8)	3	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	ά1 Q1	4	12	E	S	(2)	(I)	(2) II	;     亡喪
全が表代は、期日前表現所における鉄環様の様式である。 発生人の任名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所 「加速する」とができるようにすること。 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において適任の際立ち会う た時間以は投票立会人が非確とした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載する 投票立会人が存储した場合には、引継ぎに係る書類を流行すること。 投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を流行すること。 第4条でも発票が会人に、担当前投票所の即撤時において適任されている投票立会人とす。 第4条でも投票を合には、則日前投票所の即撤時において適任されている投票立会人とす。 第4条でも投票を合した場合には、引継を用いた投票を行われ、総合には、その 第5条での規定により、電路的記憶式投票機を用いた投票を行われ、場合には、定 第6条でもな典が会人に、場合には、用に記載すること。 第6条でも成果と場所を係の4第5項から第7項までに規定する。 まず13条の2の規定により確認はまたなる企業を発売されては、その一の備考11に進 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に進 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考11に進	十四月四日四次  は、この投票録の記載が真正	神	投票拒否の決定 をした者	無様の門外への 無様を用いた代 組技脈以外の代 種技脈	電磁的記録式技 単様の操作につ でれの補助を行 むれた者 も紹れが過ずす	電磁的記録式技 票機を用いた代 選投票	点字により扱 票をした者	不在者投票の用 紙及び封筒を返 還して投票した 者	地地	英	電磁的記録式技 票機を用いて技 票をした者	投票の状況	200 100 100		市区町村の選挙 管理委員会の選 任した者	<b>数</b> 惠 立 会 人	期日選投票所を 設ける期間	整数	期日前投票年月日 期日選投票所設置 の状況	年何月何日 行
がおいて、 の記述を表する。 ないかられば、 ないのは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 と	己載が真正で	赛	公職選挙法 原の拒否 公職選挙法 建投票の拒	代理投票者	氏りを行わ	大 原 表 者	100	(兵名)	(氏名)	(氏名)		(男)	校門			党派	何年何月何	何市(区)	何年何月何	自
の の の の の の の の の の の の の の	投売技費 買る裏票 当と立立 理と会会	何人	第 50 条の投 第 48 条の代 否	业 教 名	単 名 せた者の数	数率							何時開始 淵			名選	日から何年间	役所 何町	111	条额
職務するに、	者 (職) を確認して 人	Z = 2 2 2	校安			) \							1 余	44 44 (4) (4)	-	任年月日	月何日ま	(何町村役場) (何		期日前
ある。正とが困難、一とが困難、人ている場合人が実際会人が実際にないて降任するを添付するを添けするを添けするを添けするを添けするをできませいた。	開、氏名氏氏するよう	市区町村のJ			搖 <sub>民</sub> 革	用用				(再交付の事	人備考	+	者 仮	専 専 選 (参 (参 (参 ( )	午後何時	立会時間	d	(何の場所)		按 票 所
である場合ではなっていた。できたからになっていた。できたっというながらなっていた。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	)職員	Ī	- A	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	名。				(曲)			城場		帮	参职会必然				斑鯛
においては 適任の際立 った時間を 6枚県立会 場合には、 7-項までに 7-可までに Dの備あ	14.04 DA	地門		# # #	A A	(A)							77 H		東土田	T W				職
			12 N	5	# 99 #	名品							対 (利)			jęi				
事を記載し 17ととされ VTとされ Cが法第12 5年由が生		河河入人人人	i *	<u> </u>	> _	>_ <sup>*</sup>	Y						峅		10000000000000000000000000000000000000	##				

#### 附則

2

1 第 記 第 + 三 三  $\mathcal{O}$ 号 + 省 令 様 号 式 は 様  $\mathcal{O}$ 令 式 九 和  $\mathcal{O}$ 改 元 別 年 正 記 六 規 第 定 月 + に  $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 0 日 号 1 か 様 5 て 式 は 施  $\mathcal{O}$ 行 九 す 公  $\mathcal{O}$ る。 布  $\mathcal{O}$ 日 た 別 だ か 記 5 し、 第 施 行 公 + す 職 五. る 選 号 挙 様 法 式 施 行 別 規 記 則 第 第  $\equiv$ 十 + 七 号 条 様  $\mathcal{O}$ 匹、 式 及 別 び 別 記

告 号 条 票 執 示 方 様  $\mathcal{O}$ 行 さ 式 几 法  $\mathcal{O}$ 規 省 れ 及 等 則 令 る U 別  $\mathcal{O}$ 及 に 選 記 特 び 別 挙 ょ 第 地 記 例 る 又 第 + 方 に 改 は  $\equiv$ 三 関 公 正 審 + 号 す 共 後 査 様 る 寸  $\mathcal{O}$ に 号 法 体 式 公 様 0  $\mathcal{O}$ 律  $\mathcal{O}$ 職 1 式 施 議 九 選 7 を 行 会 挙 適 别 除 規  $\mathcal{O}$ 法 用 < 記 則 議 施 し、 第  $\mathcal{O}$ 員 行 + 規 及 規 ک  $\equiv$ は び 定 則 号  $\mathcal{O}$ 長 ک 第 政 様  $\mathcal{O}$ 最 令 式 選  $\mathcal{O}$ 高 省 条 挙  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 裁 令 に に 施 九 判  $\mathcal{O}$ ょ 係 行  $\mathcal{O}$ 所 る る  $\mathcal{O}$ 施 裁 改 行 電 日 判  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 別 正 磁 官 前 記 的 日 後 玉 以 第  $\mathcal{O}$ 記 日 民 ま 後 公 録 審 + そ 職 式 で 査 投 に  $\mathcal{O}$ 五 選 法 そ 号 挙 票 期 施 様 法 機  $\mathcal{O}$ 日 行 期 を 式 施 を 規 日 公 行 用 則 を 別 規 1 示 公 さ 記 則 て 在 示 第 れ 第 行 外 さ  $\equiv$ う 選 又 + れ は + 投 七 挙

又

は

告

示

さ

れ

た

選

挙

又

は

審

査

に

0

1

7

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。